

地方税法施行令の一部を改正する政令要綱

一 地方消費税

1 貨物割に係る徴収取扱費基礎額を、各徴収取扱費算定期間内に当該道府県に払い込むべき貨物割として納付された額の総額の二十二分の十に相当する額とすること。（第三十五条の十七関係）

2 道府県に納付された譲渡割額に相当する額及び国から払い込まれた貨物割の納付額の合算額の十七分の十に相当する額について行う地方消費税の清算及び交付について、当該割合を二十二分の十とし、当該合算額の十七分の七に相当する額について行う地方消費税の清算及び交付について、当該割合を二十分の十二とすること。（第三十五条の十九及び第三十五条の二十一関係）

3 譲渡割に係る徴収取扱費基礎額を、各徴収取扱費算定期間内に当該道府県に払い込むべき譲渡割として納付された額の総額の二十二分の十に相当する額とすること。（附則第六条の十一関係）

二 その他

1 その他所要の規定の整備等を行うこと。

2 前記の改正は、平成二十七年十月一日から施行すること。